

## 鎌ヶ谷市自治会連合協議会広告掲載取扱要綱

(目的)

**第 1 条** この要綱は、鎌ヶ谷市自治会連合協議会（以下、「自連協」という。）の広告掲載に必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

**第 2 条** 掲載する広告は、自連協の品位を落とさぬよう広告を掲載しようとする者（以下、「広告主」という。）の事業の適正に留意し、地域社会及び地域経済の発展に資するため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告掲載の優先順位)

**第 3 条** 優先順位は、自連協事業への貢献の高いものを優先し、その他の順位は次のとおりとする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所等を有する企業、市内に店舗を有する事業者等、又は商店街、専門店街等の連合体。
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人並びに公社、公益法人及びこれらに類するもの。
- (3) 市外に本社、支店、営業所等を有する企業、市外に店舗を有する事業者等、又は商店街、専門店街等の連合体。
- (4) その他自連協会長が適当と認めるもの。

(掲載しない広告)

**第 4 条** 掲載しない広告は、その内容が第 2 条に規定する基本原則に反するものその他、次に掲げるものとする。

- (1) スポンサーの代表者等の写真。
- (2) 意見広告に関するもの。
- (3) 選挙関係に関するもの。
- (4) 政党、政治団体、宗教に関するもの。
- (5) 個人、法人の名刺広告。
- (6) 貸金等の町の金融に関するもの。
- (7) 商品穀物取引、または、これに類するもの。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業広告。
- (9) 不動産物件に関するものと、宅地建物取引業法及び建築基準法による登録のなされていない業者のもの。
- (10) その他これらに属さないもので、自連協会長がふさわしくないと認めたもの。

(広告掲載料)

**第 5 条** 広告掲載料は、掲載する刊行物等の種類により別に定めるものとする。

(広告掲載料の支払い)

**第 6 条** 広告主は、掲載料を指定する期日までに一括前納しなければならない。ただし、自連協会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の不還付)

**第 7 条** 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により、広告の掲載ができない場合はこの限りではない。

(広告掲載の位置)

**第 8 条** 広告を掲載する位置は、自連協会長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間等)

**第 9 条** 広告掲載期間は、掲載する刊行物等の種類により別に定めるものとする。

(広告掲載の承認等)

**第 10 条** 広告主は、別紙様式 1 「鎌ヶ谷市自治会連合協議会刊行物等広告掲載申込書」をあらかじめ自連協会長に提出し、掲載しようとする広告の内容の承認を受けなければならない。なお、掲載期間内における内容等の変更は受けないこととする。

2 広告掲載件数が募集枠を越えた場合には、掲載する広告を第 3 条の優先順位に基づき、抽選により決定するものとする。

(広告掲載の取消し)

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する時は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
- (2) 別紙様式 1 「鎌ヶ谷市自治会連合協議会刊行物等広告掲載申込書」を指定期日までに提出しなかったとき。
- (3) この他自連協会長が、自連協事業推進上支障をきたす恐れがあるため、掲載を取り消す必要があると認めたとき。

(広告主の責任)

**第 12 条** 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

**第 13 条** この要綱に定めるものの他、広告掲載に関わる必要な事項は、自連協役員会が定めることとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

## 鎌ヶ谷市自治会連合協議会刊行物等広告掲載申込書

鎌ヶ谷市自治会連合協議会会長 様

鎌ヶ谷市自治会連合協議会広告掲載取扱要綱に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

### 記

広告掲載を希望する刊行物等の名称	
氏名（法人にあたっては、名称及び代表者氏名）	
郵便番号 住所（法人にあたっては、主たる事業所の所在地）	〒
業種	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
e - m a i l アドレス	
広告の掲載内容（版下原稿）	

＝注意事項＝

- ・シンボルマーク等の画像を掲載する場合は、掲載する位置を指定し、データ（イラストレータ Windows 版及びマッキントッシュ版どちらも可）により提出してください。
- ・版下原稿自体をデータにより提出する場合は、必ずフォントをアウトライン化したものを提出してください。